

緊急防災・減災事業債

- 対象地域：防災行政無線（同報系）又はその戸別受信機の未整備地域
- 対象要件：I 整備経費及び運営経費が防災行政無線の場合よりも安価であること
II 十分な耐災害性を有するよう、所要の措置が講じられていること
- 対象事業：情報伝達設備、中継局(*1)、屋内受信機(*2)、屋外拡声装置
- 地方債充当率：100%、交付税算入率 70%
- 問合せ先：消防庁防災課防災情報室 03-5253-7526

*1：1/2 の経費が対象。

*2：防災機能を付加する割増経費のみが対象で、情報伝達設備等その他の設備と一体となって整備する場合に限る。

